

第八十号議案

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「第百三十九条の二第二項第二号」を「第百三十九条の三第二項第二号」に改める。

第三条第一項第二号イ中「第四十一条の三の三第二項」を「第四十一条の三の十一第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

租税特別措置法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十一号議案

仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例（平成十五年仙台市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、同条第二項中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十二号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

岩切山崎今市東地区整備計画区域	仙台市宮城野区岩切字一本杉北の全部並びに岩切一丁目、燕沢東一丁目、岩切字一本杉中、同字一本杉南、同字今市東、同字中江北、同字山崎、同字山神北、同字山神南及び燕沢字北田の各一部
-----------------	---

別表第二御町地区整備計画区域駅前商業地区の項の次に次のように加える。

駅前近接地区	ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1,000平方メートル	都市計画道路	2メートル以上
	イ ゴルフ練習場又はバッテイング練習場		3・2・2清水小路多賀城線	
	ウ 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		都市計画道路	1メートル以上
	エ カラオケボックスその他これに類するもの		3・2・2清水小路多賀城線	
	オ 自動車教習所		線以外の道路	
	カ 畜舎			
	キ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗（卸売業の用に供するものを除く。）、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの			
	ク 風営法第2条第1項各号に掲げる営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの			
	ケ 集会場又は集会所（葬儀を行うことを主たる目的とするものに限る。）			

別表第二岩切羽黒前地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

岩切山崎 今市東地 区整備計 画区域	流通業務 A地区	ア 神社, 寺院, 教会その他これら に類するもの イ 公衆浴場 ウ 法別表第2 (ぬ) 項第3号又は (る) 項第1号に掲げる工場 エ 法別表第2 (る) 項第2号に掲 げる危険物貯蔵施設又は危険物処 理施設 オ カラオケボックスその他これに 類するもの カ 自動車教習所 キ 畜舎 ク 店舗, 飲食店その他これらに類 するもの ケ 自動車修理工場の用途に供する ものでその用途に供する部分の床 面積の合計が300平方メートルを 超えるもの	500平方 メートル	都市計画道路 3・4・43北 四番丁岩切線 以外の道路 (都市計画道路 3・4・43北 四番丁岩切線 と接続する部 分にある隅切 を含む。)	1階及び 地階の部 分の外壁 等とその 敷地が接 する道路 の面より 上にある ものに限 り, 5メー トル以上
			流通業務 B地区	ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長 屋 エ 学校 (幼稚園を除く。), 専修 学校又は各種学校 オ 神社, 寺院, 教会その他これら に類するもの カ 公衆浴場 キ 法別表第2 (ぬ) 項第3号に掲 げる工場 ク ボーリング場, スケート場, 水 泳場, スキー場, ゴルフ練習場又	500平方 メートル

	<p>はバットイング練習場</p> <p>ケ ワーजन屋, ばちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>コ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>サ ホテル又は旅館</p> <p>シ 自動車教習所</p> <p>ス 畜舎</p> <p>セ 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場</p> <p>ソ 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>タ 展示場, 遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>チ 自動車修理工場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>ツ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業, 同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの</p>	200平方メートル	すべての道路	1メートル以上
業務・沿道サービス施設A地区	<p>ア 住宅</p> <p>イ 兼用住宅</p> <p>ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長屋</p> <p>エ 学校 (幼稚園を除く。), 専修学校又は各種学校</p> <p>オ 神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの</p> <p>カ 公衆浴場</p>	200平方メートル	すべての道路	1メートル以上

	<p>キ 法別表第2 (ぬ) 項第2号又は第3号に掲げる工場</p> <p>ク ボーリング場, スケート場, 水泳場, スキー場, ゴルフ練習場又はバットテイング練習場</p> <p>ケ ワージャン屋, ばちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>コ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>カ ホテル又は旅館</p> <p>シ 自動車教習所</p> <p>ス 畜舎</p> <p>セ 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場</p> <p>ソ 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>タ 展示場, 遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>チ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業, 同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの</p>			
業務・沿道サービス施設B地区	<p>ア 住宅</p> <p>イ 兼用住宅</p> <p>ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長屋</p> <p>エ 学校 (幼稚園を除く。), 専修学校又は各種学校</p> <p>オ 神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの</p> <p>カ 公衆浴場</p>	200平方メートル	すべての道路すべての隣地	1メートル以上

	<p>キ 法別表第2 (ぬ) 項第2号又は第3号に掲げる工場</p> <p>ク ボーリング場, スケート場, 水泳場, スキー場, ゴルフ練習場又はバットテイング練習場</p> <p>ケ ワージャン屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>コ カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>カ ホテル又は旅館</p> <p>シ 自動車教習所</p> <p>ス 畜舎</p> <p>セ 劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場</p> <p>ソ 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>タ 展示場, 遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>チ 自動車修理工場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>ツ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業 (ばちんこ屋を除く。), 同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの</p>				
近隣サー ビス施設 A地区	<p>ア 住宅</p> <p>イ 兼用住宅</p> <p>ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長屋</p>	200平方 メートル	すべての道路 すべての隣地	1メート ル以上	

	<p>エ 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校</p> <p>オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>カ 公衆浴場</p> <p>キ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ク ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットテイング練習場</p> <p>ケ ホテル又は旅館</p> <p>コ 自動車教習所</p> <p>サ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>シ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場</p> <p>ス 法別表第2（ほ）項各号に掲げる建築物</p>			
近隣サービ ス施設 B地区	<p>ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校</p> <p>イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ウ 公衆浴場</p> <p>エ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>オ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットテイング練習場</p> <p>カ ホテル又は旅館</p> <p>キ 自動車教習所</p> <p>ク 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>	165平方 メートル	すべての道路 すべての隣地	1メート ル以上

	ケ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場			
一般住宅 A地区 一般住宅 B地区	<p>ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校</p> <p>イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ウ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>エ ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットイング練習場</p> <p>オ ホテル又は旅館</p> <p>カ 自動車教習所</p> <p>キ 畜舎</p> <p>ク 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>ケ 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>コ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場</p>	165平方メートル	すべての道路 すべての隣地	1メートル以上
一般住宅 C地区	<p>ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校</p> <p>イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ウ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>エ ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又</p>	165平方メートル	すべての道路 すべての隣地	1メートル以上

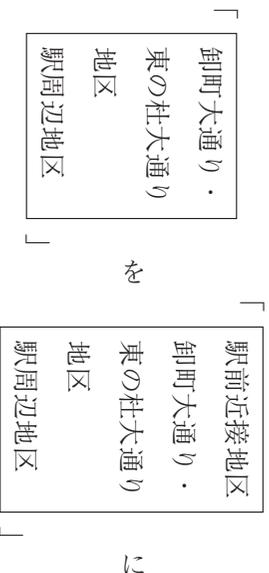
		<p>は バ ッ テ イ ン グ 練 習 場</p> <p>オ ホテル又は旅館</p> <p>カ 自動車教習所</p> <p>キ 畜舎</p> <p>ク 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>ケ 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>コ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場</p> <p>カ 法別表第2(ほ)項各号に掲げる建築物(店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するもの及び事務所その他これに類する用途に供するものを除く。)</p>			
--	--	--	--	--	--

別表第六卸町地区整備計画区域の図を次のように定める。

卸町地区整備計画区域	駅前地区 駅前商業地区	<p>ア 当該部分(都市計画道路3・2・14卸町大和町線の境界線までの水平距離が90メートル以下の範囲にある建築物の部分に限る。)から都市計画道路3・2・14卸町大和町線の境界線までの水平距離に36分の31を乗じて得たものに31メートルを加えたもの</p> <p>イ 当該部分(都市計画道路3・2・14卸町大和町線の境界線までの水平距離が90メートル以下の範囲にある建築物の部分を除く。)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲にあつては,当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの,当該水平距離が8メートルを超える範囲にあつては,当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの</p>
	駅前近接地区 駅周辺地区	<p>当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲にあつては,当該</p>

		水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの、当該水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの
卸町大通り・東の杜大通り地区	卸町大通り・東の杜大通り地区	当該部分から都市計画道路3・2・14卸町大和町線又は都市計画道路3・2・15原町岡田線の境界線までの水平距離に36分の31を乗じて得たものに31メートルを加えたもの

別表第九卸町地区整備計画区域卸町大通り・東の杜大通り地区駅周辺地区の項中



改め、回表岩切山崎駅前地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

岩切山崎今市東地区整備計画区域	流通業務A地区 流通業務B地区	警察官派出所等	第7条
	業務・沿道サービス施設A地区 業務・沿道サービス施設B地区 近隣サービス施設A地区 近隣サービス施設B地区 一般住宅A地区 一般住宅B地区 一般住宅C地区	ア 自動車車庫で建築物に附属するもの イ 建築物で第8条の基準に適合しないこととなる部分の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物で、第8条の基準に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの（自動車車庫を除く。）	第8条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

岩切山崎今市東地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めるとともに、卸町地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 83 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市役所本庁舎整備第 1 期 建築工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1, 7 番 2, 7 番 3, 100 番, 300 番 3, 300 番 4, 300 番 5, 300 番 6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 25,300,000,000 円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目 6 番 11 号
大林組・鉄建建設・仙建工業・深松組共同企業体
構成員 東京都港区港南二丁目 15 番 2 号
株式会社大林組
構成員 東京都千代田区神田三崎町二丁目 5 番 3 号
鉄建建設株式会社
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番 13 号
仙建工業株式会社
構成員 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目 18 番 1 号
株式会社深松組

第 84 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市役所本庁舎整備第 1 期 電気設備（強電）工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1， 7 番 2， 300 番 3， 300 番 4， 300 番 5，
300 番 6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 3,875,300,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区大町二丁目 2 番 25 号
ユアテック・福興電気・塚田電気工事共同企業体
構成員 仙台市宮城野区榴岡四丁目 1 番 1 号
株式会社ユアテック
構成員 仙台市若林区東七番丁 15 番地
福興電気株式会社
構成員 仙台市青葉区上愛子字松原 47 番地の 19
塚田電気工事株式会社

第 85 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市役所本庁舎整備第 1 期 電気設備（弱電）工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区一番町四丁目 300 番 1，国分町三丁目 7 番 1，7 番 2，7 番 3，100 番，300 番 1，300 番 3，300 番 4，300 番 5，300 番 6，本町三丁目 9 番 4
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 985,930,000 円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番 23 号
太平電気・産電工業共同企業体
構成員 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番 23 号
太平電気株式会社
構成員 仙台市若林区荒井東二丁目 13 番地の 1
産電工業株式会社

第 86 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市役所本庁舎整備第 1 期 給排水衛生設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1, 7 番 2, 7 番 3, 100 番, 300 番 3, 300 番 4, 300 番 5, 300 番 6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,849,100,000 円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区木町通一丁目 2 番 4 号
アトマックス・加納工業所共同企業体
構成員 仙台市青葉区木町通一丁目 2 番 4 号
株式会社アトマックス
構成員 仙台市宮城野区大槻 13 番 30 号
株式会社加納工業所

第 87 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市役所本庁舎整備第 1 期 昇降機設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1, 7 番 2, 300 番 3, 300 番 4
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 984,372,400円
- 5 契約の相手方 東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社

第 88 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市健康増進センター大規模改修機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区泉中央二丁目24番1, 24番2, 24番3, 24番4, 24番5, 24番6, 24番7, 24番8
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 718,740,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号
アトマックス・加納工業所共同企業体
構成員 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号
株式会社アトマックス
構成員 仙台市宮城野区大槻13番30号
株式会社加納工業所

第 89 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立沖野小学校校舎及び屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区沖野三丁目81番 1, 155番, 165番 1, 166番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 499,523,200円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区小田原一丁目 5 番12号
仙台土木建築工業株式会社

第 90 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市太白区役所大規模改修電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区長町南三丁目 1 番 4, 1 番 5, 1 番 6, 1 番 11
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 548,350,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区大和町五丁目30番22号
隼電気株式会社

第 91 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市若林区文化センター等（内部）大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区南小泉一丁目 1 番 1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 500,093,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店

第 92 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立中野栄小学校校舎及び屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区栄三丁目12番 1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 507,584,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番 1 号
株式会社深松組

第 93 号議案

損害賠償の額の決定に関する件

令和 5 年 9 月 9 日仙台市青葉区霊屋下23番地内の本市の公園において発生した倒木により、仙台市青葉区霊屋下23番 2 号公益財団法人瑞鳳殿の霊廟等が損傷した事故に関し、本市が当該者に対して支払う損害賠償の額を7,210,200円とすることにつき、地方自治法第96条第 1 項第13号の規定により、議決を求める。

第 94 号議案

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更の協議に関する件

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について別紙のとおり協議することにつき，地方自治法第291条の11の規定により，議決を求める。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1第2項及び第3項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

第 95 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め
る。

路 線 名	起 終 点
岡 田 125 号 線	仙台市宮城野区岡田字久兵エ前26番 同 25番
笹 屋 敷 2 号 線	仙台市若林区荒井字笹屋敷69番 同 66番 1
本 田 町 幹 線 1 号 線	仙台市泉区本田町101番137 同 101番209
本 田 町 2 号 線	仙台市泉区本田町101番384 同 120番 3
本 田 町 3 号 線	仙台市泉区本田町101番408 同 120番 5
本 田 町 4 号 線	仙台市泉区本田町101番436 同 101番428
本 田 町 5 号 線	仙台市泉区本田町101番383 同 101番267
本 田 町 6 号 線	仙台市泉区本田町101番275 同 101番274
本 田 町 7 号 線	仙台市泉区本田町101番323 同 101番332
本 田 町 8 号 線	仙台市泉区本田町101番368 同 101番364
本 田 町 9 号 線	仙台市泉区本田町101番356 同 101番350
本 田 町 10 号 線	仙台市泉区本田町101番210 同 101番348
本 田 町 11 号 線	仙台市泉区本田町101番341 同 101番372
本 田 町 12 号 線	仙台市泉区本田町101番310 同 101番301
本 田 町 13 号 線	仙台市泉区本田町101番296 同 101番290
本 田 町 14 号 線	仙台市泉区本田町101番212 同 104番209
本田町自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市泉区本田町101番390 同 101番377
本田町自転車歩行者専用道路 2 号線	仙台市泉区本田町101番218 同 127番 4

本田町自転車歩行者専用道路3号線	仙台市泉区本田町119番126 同 104番207
松 森 台 7 号 線	仙台市泉区松森字台89番13 同 89番22

第 96 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年三月三十日

仙台市長 郡 和子

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十四条第一項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第二十一条第一項」に、「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第四十二項を附則第四十三項とし、附則第四十一項の次に次の一項を加える。

42 令和六年度分の個人の市民税に限り、第二十条ただし書中「当該個人の市民税額」とあるのは、「法附則第五条の九第一項第一号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
- 2 改正後の附則第十一項の規定は、令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

第 97 号議案

仙台市農業委員会の委員の任命に関する件

別紙の者を仙台市農業委員会の委員に任命することにつき、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、赤間敬，阿部康幸，小野寺潔，菊地郁夫，熊谷幸夫，齋藤清太，柴田市郎，鈴木可和，高橋勝彦，高山真里子，嶺岸若夫，郷古雅春，中嶋紀世生，相原元浩，大泉権吾，佐々木功治，庄子みゆき，松原菊男及び三浦彰芳

第 98 号議案

仙台市資産等公開審査会の委員の委嘱に関する件

仙台市資産等公開審査会の委員金谷吉成，中林暁生，皆川潤，成田由加里及び橋浦佳子は令和 6 年 6 月 30 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に委嘱することにつき，仙台市資産等公開審査会条例第 4 条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，金谷吉成，中林暁生，皆川潤，成田由加里及び橋浦佳子